

由良町耐震改修促進計画

—南海トラフ巨大地震等の大震災に備えて—

令和3年4月

由 良 町

目 次

由良町耐震改修促進計画

はじめに

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 p
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 p
- 3 本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 p
- 4 対象となる住宅・建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 p
- 5 想定される地震の規模と建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 p
- 6 本計画における定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 p

第1章 由良町の耐震化の現状

- 1 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 p
- 2 未耐震化住宅の構造別割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 p
- 3 耐震改修の実績等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 p
- 4 住宅リフォームと併せた耐震改修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 p

第2章 耐震化の目標

- 1 住宅耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 p
- 2 目標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 p
- 3 由良町総合戦略における数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 p

第3章 耐震化の促進を図るための施策の展開

- 1 住宅耐震化の促進を図るための施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 p
- 2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 p

第4章 推進体制

- 耐震化促進に向けたアクションプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 p
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 p

は じ め に

1 計画策定の背景と目的

(1) 背 景

阪神・淡路大震災を受けて平成7年に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。その後、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、南海トラフの巨大地震等の被害想定が見直され、従前よりもはるかに大きな被害が想定されることとなり、建築物の安全性を取り巻く情勢の大きな変化を踏まえ平成25年11月に改正されました。

また、平成31年1月には、大阪府北部地震におけるブロック塀等の被害を踏まえ、耐震改修促進法施行令が改正され、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等の耐震化促進に関する事項等が追加されました。

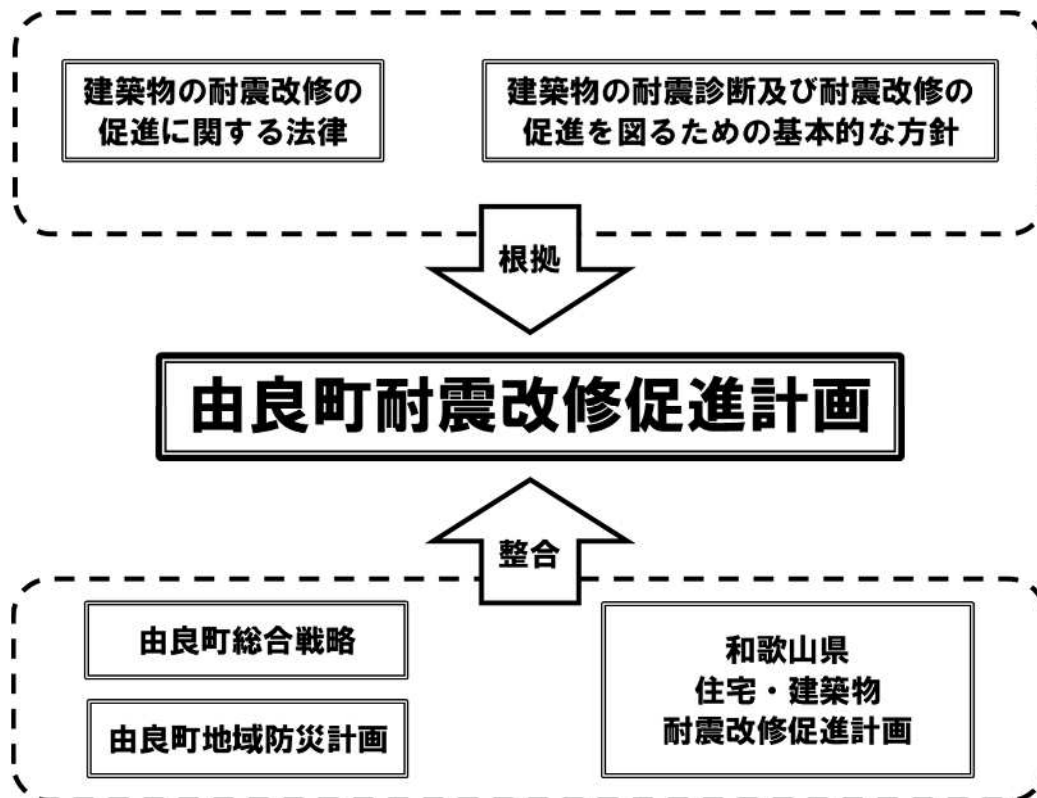
本町では、平成21年3月に「由良町耐震改修促進計画―東南海・南海地震等の大地震に備えて―」を策定、更に、平成29年3月に5年間の取組等を定めた「由良町耐震改修促進計画―南海トラフ巨大地震等の大地震に備えて―」を策定し、住宅・建築物の耐震化を推進するための各種施策展開を図ってきました。

(2) 目 的

本計画は、こうした状況変化を踏まえ、現計画に掲げる目標の達成状況の確認と、これまで取組んできた耐震化施策の効果の評価を行い、現計画を引き継ぎつつ、新たに令和7年度末までの計画を策定し、人命を守ることを最優先とした「安全・安心な住まいづくり・まちづくり」を実現するものであります。

2 計画の位置づけ

本計画は、下図の関連計画等との整合性を考慮し策定しました。



3 本計画の期間

本計画は、前計画を引き継ぐものであり、「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」のとりまとめを踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5カ年を計画期間とします。

4 対象となる住宅・建築物

本計画で対象としている住宅・建築物は、原則として地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合していない住宅・建築物（以下、「既存耐震不適格建築物」という。）となります。

5 想定される地震の規模と建物被害

(1) 震度予測

3連動地震の場合は、震度5強から震度6強となり、巨大地震の場合は、町全域が想定震度6強以上と予測されます。なかでも、由良港沿岸地区（吹井地区～阿戸地区）と神谷地区では、想定震度7と予測され、激震域になると考えられます。

【震度予測結果】

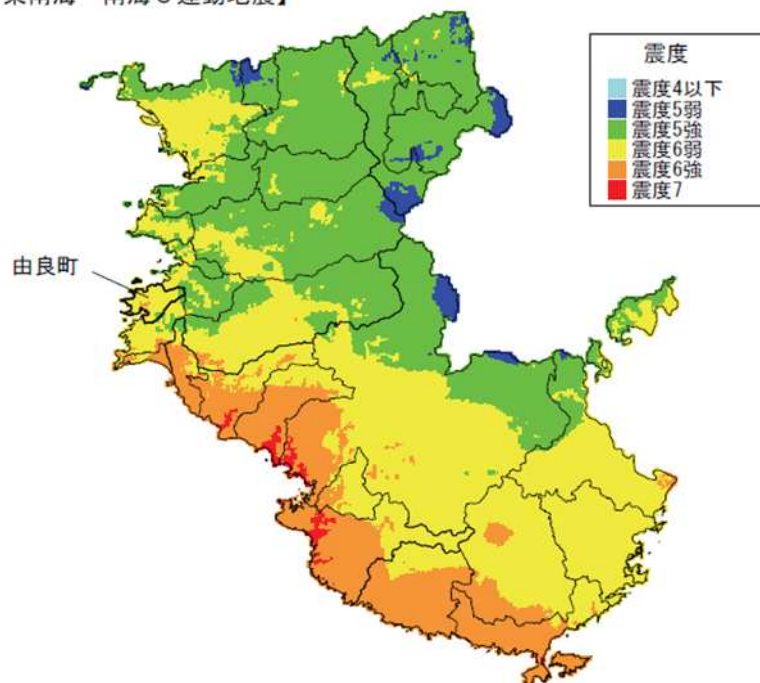
想定震度	地震規模	本町地域の震度
「南海・東南海・南海3連動地震」	Mw8.7	5強～6強
「南海トラフ巨大地震」	Mw9.1	6強～7

出典：「南海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

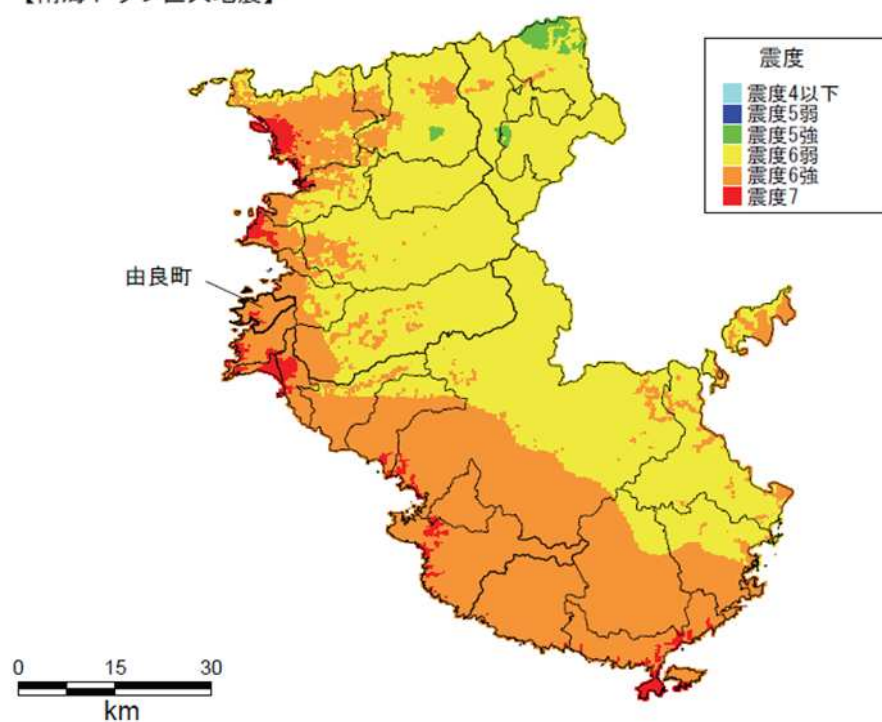
(2) 液状化予測

地盤液状化に関して、本町で起こり得る危険性のある地域は、地形の大区分で低地、人口改変地（埋立地）に相当する部分であり由良港沿岸部の人口改変地及び由良川の河口部付近では、液状化危険度は極めて高いと予想されます。一般的に液状化危険度は揺れが大きく、地下水があり液状化を引き起こす砂層が厚い区域が高くなる傾向にあります。今後大きな地震が発生した場合、地盤液状化の発生も念頭に入れておかなければなりません。

【東海・東南海・南海3連動地震】

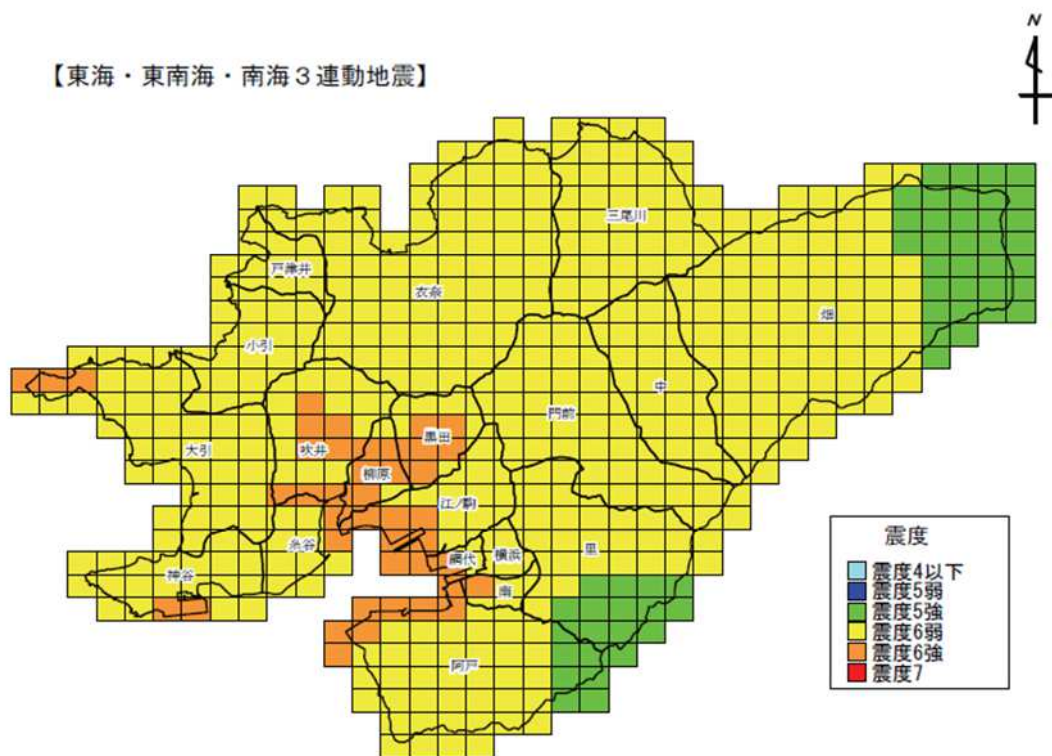


【南海トラフ巨大地震】

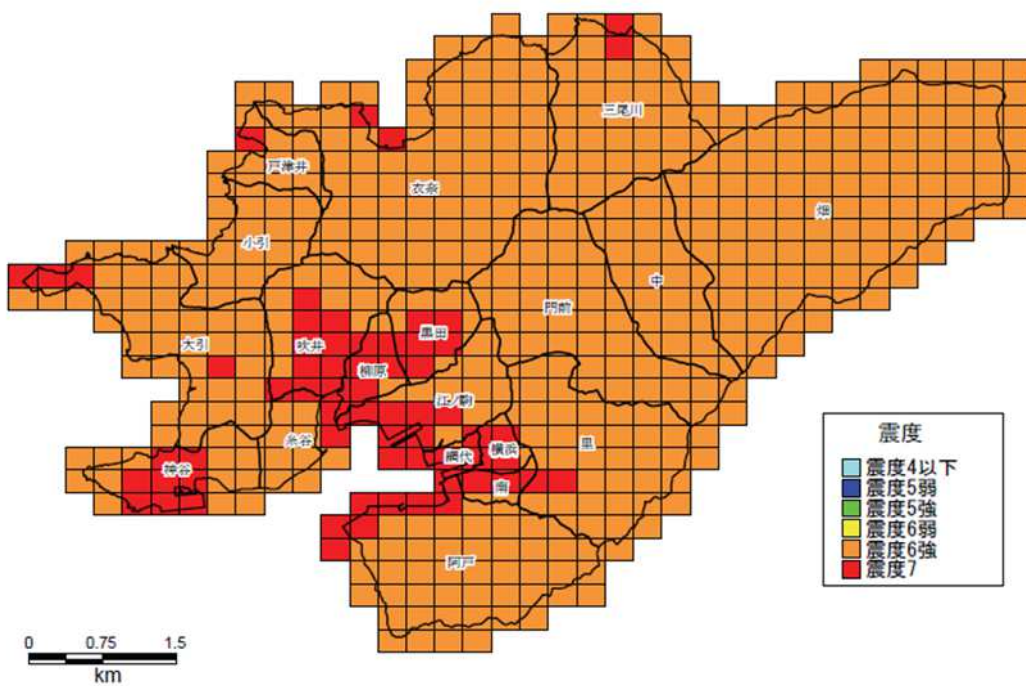


※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

【東海・東南海・南海3連動地震】

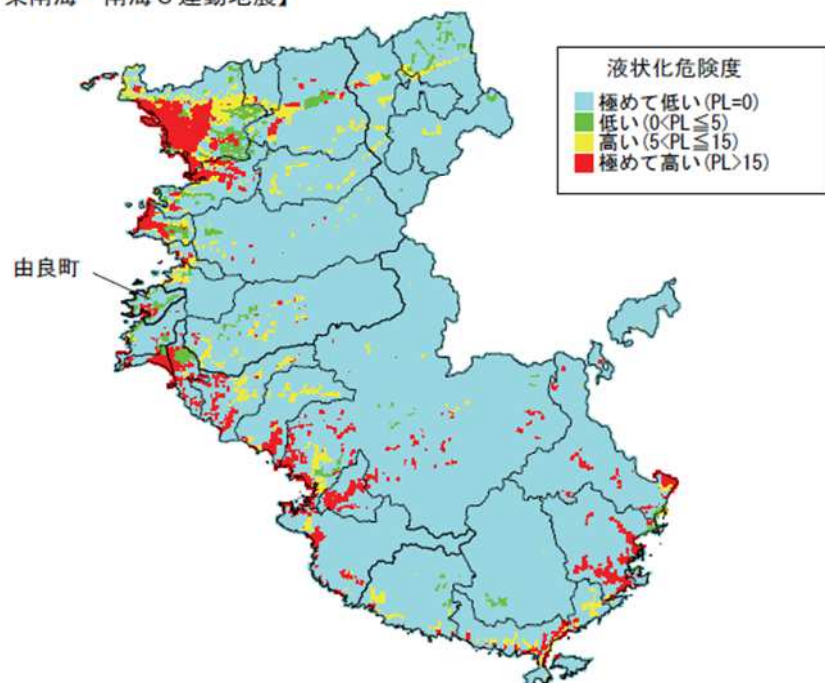


【南海トラフ巨大地震】

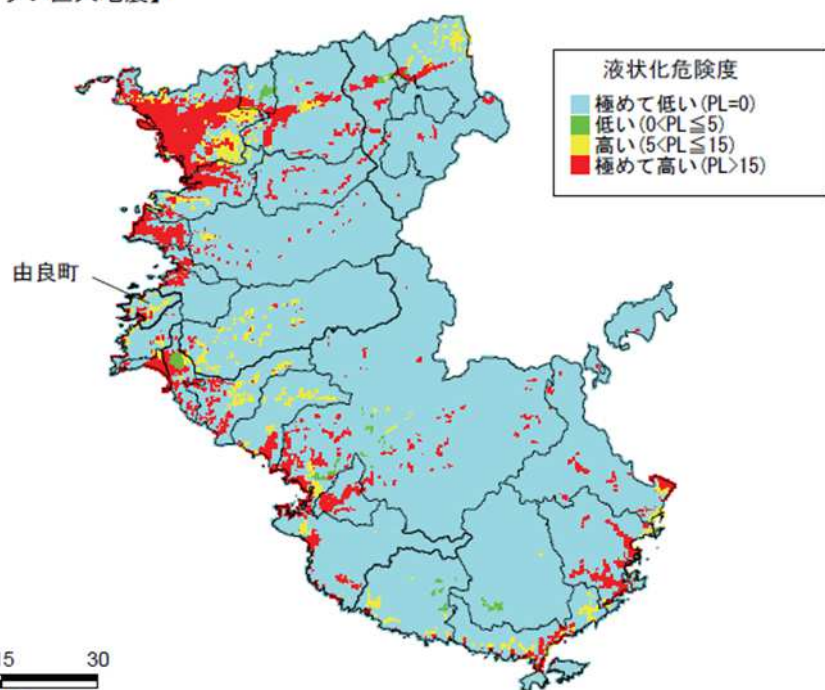


※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

【東海・東南海・南海3連動地震】

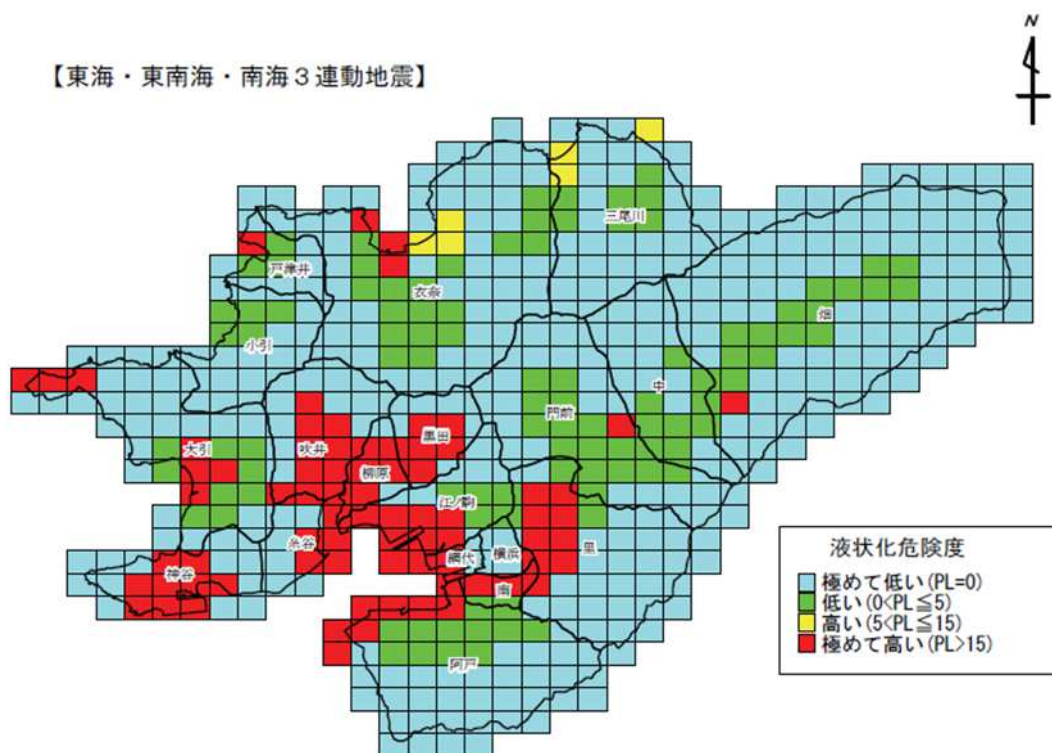


【南海トラフ巨大地震】

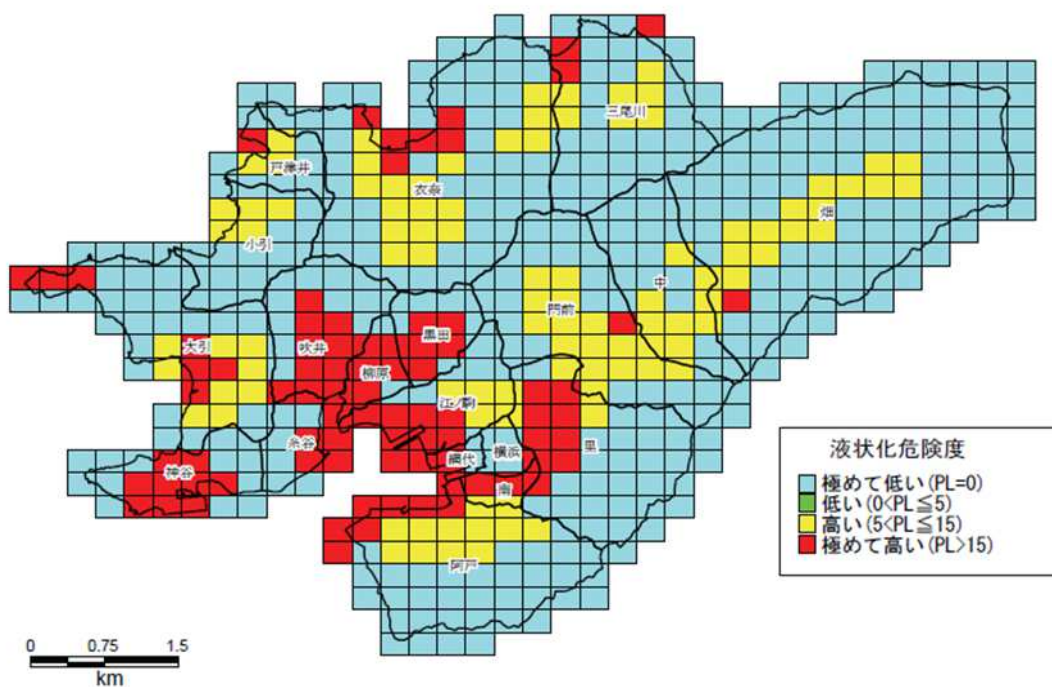


※和歌山県地震被害想定（平成26年3月）
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

【東海・東南海・南海3連動地震】



【南海トラフ巨大地震】



※和歌山県地震被害想定(平成26年3月)
震度・液状化危険度予測250mメッシュデータより作成

(3) 建物被害予測

建物の被害について、揺れ等（液状化・震動・斜面崩壊）、津波、地震に伴う火災の順にその影響を考慮し予測しました。

巨大地震の場合は、揺れ等による全壊棟数が約1,500棟、津波による全壊棟数が約1,200棟、焼失による全壊棟数が約16棟と予測され、本町全棟数の約66%が全壊することとなります。

被害は、震度7が予測される領域と津波による浸水が想定される地域に集中すると考えられ、とくに、由良港周辺では、甚大な被害が発生すると予想されます。

【建物被害予測結果】

想定震度	揺れ等 による 全壊[棟]	津波 による 全壊[棟]	焼失 による 全壊[棟]	全壊棟数 合計(注1) [棟]
「南海・東南海・南海3連動地震」	200	1,100	5	1,300
「南海トラフ巨大地震」	1,500	1,200	16	2,700

(注1)予測等は概数で示されており、要因別とは一致しない。

出典：「南海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

(4) 人的被害予測

死者数は、巨大地震の場合、建物倒壊（震動）による被害が約70人、建物倒壊（斜面崩壊）による被害が約1人、津波による被害が約910人、火災による被害が約2人と予測され、要因別には津波による被害が最も大きいと予想されます。

なお、人的被害の予測結果は、最大の被害となる冬の夕方18時・風速8m・早期避難しない（津波避難行動）・夜間の避難（日没後の避難）の条件での予測結果です。

【人的被害予測結果（死者数）】

想定震度	建物倒壊 （振動） による 被害死者数 [人]	建物倒壊 （斜面崩壊） による 被害死者数 [人]	津波 による 被害死者数 [人]	火災 による 被害死者数 [人]
「南海・東南海・南海3連動地震」	10	1	350	0
「南海トラフ巨大地震」	70	1	910	2

出典：「南海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

(5) 避難者の予測

避難者数は、1日後、1週間後、1ヵ月後における避難者数を建物全壊・半壊数予測、浸水区域、断水人口予測より、避難所生活者数を予測しました。

巨大地震の場合、1日後は、津波浸水想定区域内の居住者は注意報が解除されるまでは、避難者となっているため、約3,000人と予測され、1週間後は、自宅が全壊、半壊（一部）した住民及び断水地区の住民が避難者となり、約3,200人の避難者数となります。

1ヵ月後は、水道・下水道施設等、ライフライン施設の復旧が進むため、約1,200人と予測されます。

ピーク時の予測では本町の人口5,839人（平成27年国勢調査）の約54.8%が避難所生活を強いられることとなります。

帰宅困難者は、3連動地震、巨大地震においても全県で最大震度7であり、ほとんどの地区が震度5強以上です。このため、県内では鉄道全線の不通及び、道路の通行止めが多く発生すると予測されるため、3連動地震、巨大地震ともに、約840人の帰宅困難者が発生する結果となります。

【避難者数の予測結果】

想定震度	避難所 避難者数 (1日後) [人]	避難所 避難者数 (1週間後) [人]	避難所 避難者数 (1ヶ月後) [人]	帰宅 困難者 [人]
「南海・東南海・南海3連動地震」	2,600	2,400	690	840
「南海トラフ巨大地震」	3,000	3,200	1,200	840

出典：「南海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定について（平成26年和歌山県）

6 本計画における定義

(1) 耐震基準

過去の大地震を契機に建築物の構造基準を定めた建築基準法の改正がなされ、1981年（昭和56年6月）の大改正により現行の「新耐震基準」と呼ばれる構造基準となりました。

「新耐震基準」による建築物は、阪神・淡路大震災でも被害が少なかったことから、地震に対する安全性が確保されている可能性が高いと考えられます。

一方、昭和56年5月以前の建築物は、新耐震基準による耐震性能を満足しない可能性があり「旧耐震基準」による建築物と呼ぶこととします。

以上のことから、本計画における数値目標を設定するにあたり、以下のとおり取り扱うこととします。

- 「新耐震基準」による建築物昭和56年6月以降に着工された建築物
⇒耐震性がある。
- 「旧耐震基準」による建築物昭和55年5月以前に
⇒耐震性が不十分な可能性がある。

(2) 住宅

戸建住宅、長屋、共同住宅を含む全ての住宅を指すものとします。

(3) 建築物

本計画19ページに記載の用途別に示された全ての建築物を指すものとします。

(4) 耐震化

耐震性が不十分な住宅・建築物を立替え又は耐震補強により、耐震性の向上を図ることを指すものとします。

第1章 由良町の耐震化の現状

住宅耐震化の現状

1 耐震化の現状

本町の令和2年末時点の住宅総戸数は3,664戸で、そのうち、耐震化住宅戸数は約1,869戸、未耐震化住宅戸数は1,795戸となっています。

耐震化率は約51%で、平成17年時点の耐震化率（約47%）と比べると、4ポイント上昇しています。

しかしながら、国が推計した平成30年時点における全国の住宅耐震化率（約87%）と比べると、依然低い数値となっています。

住宅総戸数 3,664戸	耐震化住宅戸数 1,869戸 (51.0%)
	未耐震化住宅戸数 1,795戸 (49.0%)

2 未耐震化住宅の構造別割合

耐震性が不十分と推計される住宅戸数のうち木造住宅で99.7%、非木造住宅で0.3%となっています。

総数	木造	非木造
1,795戸	1,790戸 (99.7%)	5戸 (0.3%)

3 耐震改修の実績等

(1) 耐震診断実績

平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
15	12	8	4	2	6	5	5	7	16

平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
8	12	10	4	4	9	4

(2) 耐震改修助成実績等

平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
0	0	0	1	1	0	1	0	0	1

平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
1	3	3	0	2	4	0

4 住宅リフォームと併せた耐震改修

一般的にリフォームと併せた耐震改修は経済的であることと居住性能、安全性の向上により良質なストックの確保につながることから、今後、普及啓発を重点的に実施することによりリフォームと併せて耐震改修を促進することが重要です。

第2章 耐震化の目標

1 住宅耐震化の目標

固定資産概要調査を用いた推計では、令和2年末時点の耐震化率は51.0%となっており、これを令和7年度末までにおおむね解消とすることを目標とします。

2 目標設定の考え方

和歌山県において令和7年度の建築物耐震化率の目標をおおむね解消としていることから、本町も同様に令和7年度末までにおおむね解消を目標とします。

3 由良町総合戦略における数値目標

令和2年2月に策定した第2期総合戦略における数値目標は、「主要道路沿いの建築物等の耐震化率」を80%にすることです。

そのため、本計画18ページに記載のアクションプログラムにも設定している和歌山県緊急輸送道路沿いの建築物等を重点的に耐震化します。

第3章 耐震化の促進を図るための施策の展開

1 住宅耐震化の促進を図るための施策の展開

(1) 住宅耐震化促進事業の更なる拡充・強化

① 耐震診断の促進

「耐震診断ローラー作戦」を実施し、所有者自らの住宅の状況の認識と耐震改修の必要性の意識醸成を図り、耐震診断及び耐震改修率の向上を図ります。

—耐震診断ローラー作戦とは—

- 町職員と耐震診断推進員等が、担当地区の住宅を戸別訪問し、昭和56年以前に建てられた住宅かどうかを確認し、昭和56年以前の住宅(建築時期不明も含めて)については、耐震診断を受けることを継続的に進言します。
- 耐震診断には、耐震診断士が無料で派遣され、耐震診断を行った後、耐震不足が判明した住宅について、耐震改修実施への道筋、手続き、支援等について説明を行い、耐震改修の実施を促します。
- 住宅所有者が、耐震改修に関心を有する場合、町の耐震改修相談窓口等を紹介します。また、耐震改修サポート事業等の各種事業へ引き継ぎます。

② 耐震改修促進事業の強化

ア 既存耐震不適格建築物所有者が、耐震改修(現地建替含む。)に踏み切りやすくするために、引き続き耐震改修促進事業の周知に取り組みます。

—助成制度の概要—

(単位：円)

		国	県	市町村
耐震診断 (木造住宅)	負担割合	1/2	1/4	1/4
	負担額	24,000	12,000	12,000
耐震診断 (非木造住宅)	負担割合	1/3	1/6	1/6
	負担額	44,000	22,000	22,000
補強設計 (現地建替えを含む)	負担割合	1/3	1/6	1/6
	負担額	66,000	33,000	33,000
耐震改修 (現地建替えを含む)	負担割合	11.50%	1/3	1/3
	負担額	411,000	300,000	300,000

イ 地震時等に大きな被害が想定される地区を「重点的に耐震化の促進を図る区域」として指定し、耐震改修等の必要性の周知を強化していきます。

—由良町における「重点的に耐震化の促進を図る区域とは—

和歌山県地域防災計画に定めている緊急輸送道路沿いの昭和 56 年以前に建てられた住宅や、耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い（耐震指標 0.7 未満）と判定された住宅が多い地域や、被害の発生しやすい地域（軟弱地盤である地域等）などを想定しています。

(2) 住民意識の向上、情報提供

町広報誌、ホームページ、行政放送、自治会回覧等を活用して、住宅耐震化について啓発するとともに、町区長会や関係団体等と協力し、相談窓口の充実を図っていきます。

(3) 新耐震基準以降の木造住宅への耐震化の支援拡充

建築基準法の木構造基準が強化された平成 12 年 5 月以前に建築された木造住宅についても住宅耐震化促進事業の補助対象として、耐震化の支援を行います。

2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する事項

ブロック塀の安全対策、窓ガラス飛散防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等の総合的な安全対策については、防災マップやパンフレット等を活用した啓発を行います。

(1) ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要があります。

(2) 窓ガラス飛散防止対策、天井落下防止対策等について

市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの飛散防止対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等につい

て、引き続き、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を図っていく必要があります。

(3) エレベーターの地震防災対策

平成18年4月に社会資本整備審議会建築分科会から報告のあった「エレベーターの地震防災対策の推進について」における基本的な考え方を踏まえ、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて、エレベーターの耐震安全性の確保、地震時管制運転装置の設置、閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備、平時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、引き続き、耐震安全性の確保の促進を図っていきます。

(4) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、防災関連施策の実施やローラー作戦の実施に合わせて、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及を図っていきます。

第4章 推進体制

耐震化促進に向けたアクションプログラム

本計画での耐震化の推進状況を踏まえ、より一層の耐震化の推進を図るため、計画期間におけるアクションプログラムを以下のとおり定めます。

由良町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2021			
1.目標	3.取組内容・目標・実績		
	計画	令和3年度取組内容	令和3年度目標
2.位置付け	自己評価	令和3年度取組内容	令和3年度目標
		前年度（令和2年度）の取組実績	前年度（令和2年度）の課題

1.目標

由良町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、由良町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、由良町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、由良町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次の計画改正時に計画に位置付けるものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画	令和3年度取組内容	令和3年度目標
	【財政的支援】 i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施 ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【高及普及等】 i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・令和2年度は52戸の戸別訪問を実施※ ・令和3年度は52戸の戸別訪問を予定 ・令和3年度は52戸の戸別訪問を予定 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進 ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進 iii) 改修事業者の技術力向上等 ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※ ・耐震改修事業者リストを公表※ iv) 町民への周知普及 ・耐震改修の必要性の周知を実施 ・町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※ ・パンフレット等により耐震改修等の周知を実施※ ※を付した高及普及等の取り組みについては協賛と協力して実施する	・住宅に対する耐震診断補助件数：10戸 ・住宅に対する総合的な実施補助件数：3戸 （耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援） 前年度までの実績 【令和2年度】 ・住宅に対する耐震診断補助件数：4戸 ・住宅に対する総合的な実施補助件数：0戸 【令和元年度】 ・住宅に対する耐震診断補助件数：9戸 ・住宅に対する耐震改修補助件数：4戸 【平成30年度】 ・住宅に対する耐震診断補助件数：4戸 ・住宅に対する耐震改修補助件数：2戸
自己評価	前年度（令和2年度）の取組実績	前年度（令和2年度）の課題
	i) ・耐震診断52名に対しダイレクトメールを送付 ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明 iii) ・耐震改修事業者向けに技術力向上講習会を計2回実施 iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知 ・住宅の耐震化に係る説明会を開催 ・補助制度を紹介するパンフレットを配布	・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の周知促進 改善策 ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知徹底を上げる ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

参考資料

用途		1指導・助言対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件要緊急安全確認大規模建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2 以上かつ1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2 以上かつ1,500 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2 以上かつ3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3 以上かつ1,000 ㎡以上		
体育館 （一般公共の用に供されるもの）		階数1 以上かつ1,000 ㎡以上	階数1 以上かつ2,000 ㎡以上	階数1 以上かつ5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3 以上かつ1,000 ㎡以上	階数3 以上かつ2,000 ㎡以上	階数3 以上かつ5,000 ㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3 以上かつ2,000 ㎡以上	階数3 以上かつ5,000 ㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2 以上かつ1,000 ㎡以上	階数2 以上かつ2,000 ㎡以上	階数2 以上かつ5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2 以上かつ500 ㎡以上	階数2 以上かつ750 ㎡以上	階数2 以上かつ1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3 以上かつ1,000 ㎡以上		
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3 以上かつ2,000 ㎡以上	階数3 以上かつ5,000 ㎡以上
理髪店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3 以上かつ2,000 ㎡以上	階数3 以上かつ5,000 ㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 ㎡以上	階数1 以上かつ5,000 ㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物（道路幅員が12m 以下の場合は6m 超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物（道路幅員が12m 以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

由良町耐震改修促進計画

平成29年 4月 1日 発 行

令和 3年 4月 1日 改 正

【発行】 由 良 町

〒649-1111

和歌山県日高郡由良町里1220-1

【編集】由良町地域整備課